

適格請求書発行事業者 の登録申請データ

作成マニュアル

～ e-Taxソフト(WEB版(パソコン利用))ver. ～



令和6年5月

国税庁 軽減税率・インボイス制度対応室

1 e-Taxソフト(WEB版(パソコン利用))フローチャート

e-Taxソフト(WEB版(パソコン利用))を利用した「適格請求書発行事業者の登録申請書」(以下「登録申請データ」といいます。)作成・送信等の手順は下図のとおりです。

事前準備

インボイス制度特設サイト

e-Taxホームページ等

マイナンバーカードによるログイン

利用者識別番号の取得

利用者識別番号の紐付け

インボイス登録申請手続

登録申請データの作成・送信

提出先税務署・作成帳票の選択

氏名・納税地等の入力

事業者区分、免税事業者の確認事項等の選択・入力

事業者区分等の選択・入力

詳細の入力

e-Tax(電子データ)での受領希望の選択

公表申出事項の入力

電子署名の付与・送信

即時通知、受信通知の確認

登録通知データの確認

お知らせメールの確認

登録通知データ等の確認

2 e-Taxソフト(WEB版(パソコン利用))のご利用に当たって

(1) e-Taxソフト(WEB版(パソコン利用))でできること

e-Taxソフト(WEB版)をパソコンから利用することで「登録申請データ」の「作成」、「送信」及び「登録通知データ(適格請求書発行事業者として登録後に登録番号や氏名等の公表情報が記載された通知書)の内容確認」(※1)等の登録申請に関する手続きをe-Taxで行うことができます。

なお、登録申請データは、**画面遷移に従って入力していくことで、自動で入力に必要な項目のみが表示されますので、便利でスピーディーに登録申請データの作成が可能です。**

ただし、登録申請データの作成・送信に当たっては、**「電子証明書」が必要**(※2)となります。

※1 登録通知データをe-Taxソフト(WEB版(パソコン利用))で確認するためには、登録申請データ作成時に登録通知をe-Tax(電子データ)で受領することを希望する必要があります。

※2 個人事業者の方はマイナンバーカード、法人の方は、商業登記認証局が発行する電子証明書等でe-Taxソフト(WEB版(パソコン利用))を利用することができます。

なお、e-Taxで利用可能な電子証明書は「[電子証明書の取得](#)」をご確認ください。

(2) 作成可能手続

手続名
適格請求書発行事業者の登録申請書(国内事業者用)
適格請求書発行事業者の登録申請書(国外事業者用)
適格請求書発行事業者登録簿の登載事項変更届出書
適格請求書発行事業者の公表事項の公表(変更)届出書

なお、登録申請データの作成・送信と同時に、

- ・ 「消費税課税事業者選択届出書」
- ・ 「消費税簡易課税制度選択届出書」

の作成・送信をお考えの場合、e-Taxソフト(WEB版(パソコン利用))では、作成・送信ができませんので、別途、e-Taxソフト等での作成・送信が必要になりますのでご注意ください。

(3) 利用可能時間

火曜日～金曜日	24時間
月・土・日・休祝日、休祝日の翌稼働日	8時30分～24時
12月29日～1月3日	休止

詳細は、「[e-Taxの運転状況・利用可能時間](#)」をご確認ください。

(4) 推奨環境（令和6年1月4日時点）

e-Taxソフト(WEB版(パソコン利用))は、以下のOS / ブラウザを推奨環境(国税庁において動作を確認した環境)としています。

Windowsをご利用の方

OS	ブラウザ	PDF閲覧
Microsoft Windows 10	Microsoft Edge (Chromium)	Adobe Acrobat Reader DC
	Google Chrome	
Microsoft Windows 11	Microsoft Edge (Chromium)	
	Google Chrome	

Macintoshをご利用の方

OS	ブラウザ	PDF閲覧
mac OS 11	Safari 16.4	Adobe Acrobat Reader DC
mac OS 12	Safari 16.4	
mac OS 13	Safari 17.0	
mac OS 14	Safari 17.0	

上記OS / ブラウザを利用した場合であっても、端末によっては、一部動作に制約がある場合や、正しく動作しない可能性があります。特に画面の描画崩れは一部の機種で発生する場合があります。

また、ご利用の端末のOSバージョン、ブラウザ等の確認方法は機種により操作が異なりますので、各メーカーへお問い合わせください。

詳細は、「[利用環境の確認](#)」をご確認ください。

(5) ご利用に当たっての注意事項

- ① ブラウザの「戻る」ボタン、「更新」ボタンを使用すると、入力内容が消えてしまうおそれがありますので、ブラウザのボタンは使用せず、必ず画面内のボタン、リンクをご使用ください。
- ② ログアウトを行わずにタブ(ブラウザ)を閉じる(ブラウザの×をクリックする。)と、再度ログインしようとした際に、二重ログインエラーが表示されログインできなくなる場合があります。そのため、操作を終了する場合は、必ず画面上の「ログアウト」ボタンをクリックしてください。

3 登録申請データの作成・送信

次の個人事業者の登録申請データの送信を行うこととした場合の画面の動きは次のとおりとなります。

氏名：国税 太郎(コクゼイ タロウ)	消費税法違反：該当なし
生年月日：昭和55年12月31日	相続による事業の承継：該当なし
住所：東京都千代田区霞が関 3 - 1 - 1	登録通知：e-Tax(電子データ)による受け取りを希望
事業内容：小売業	納税管理人：定める必要なし
電話番号：03-3581-4161	登録希望日：なし(翌課税期間の初日から登録を受けることを希望)
事業者区分：免税事業者(新規開業ではない)	

<画面説明の凡例>

使用項目	説明
	次の画面に進むための必要なボタン等を示したものの。
	入力・選択・チェック等が必要な項目を示したものの。
	青枠のうち、自動表示(別画面での入力情報を反映)される項目を示したものの。
	入力は任意であるが、便利機能として示したものの。
	表示項目の説明事項を示したものの。
	画面遷移における参考事項を示したものの。



① 国税庁ホームページの「[インボイス制度特設サイト](#)」(*)の「[申請手続](#)」をクリックします。

※ 「[インボイス制度特設サイト](#)」には、上記のほか、インボイス制度の概要、説明会の案内及びFAQ等を掲載しています。

「申請手続」画面



[e-Taxソフト(WEB版)個人の方] をクリックします。

※本事例は、個人事業者の例としていますので、法人の方は、[e-Taxソフト(WEB版)法人の方] をクリックします。

e-Taxによる登録申請手続

登録申請手続等は、「e-Taxソフト」のほか、スマートフォンやタブレット、パソコンから「e-Taxソフト(WEB版)」により行うことができます。
「e-Taxソフト(WEB版)」による申請については、画面に表示された質問に回答していくことで、入力漏れ等がなく、スムーズに申請データを作成することができる「問答形式」を採用していますので、ぜひ、e-Taxをご利用ください！
詳細は、「[登録申請手続におけるe-Tax対応の趣意\(PDF/328KB\)](#)」をご確認ください。

【事前に準備が必要なもの】

- 電子証明書(マイナンバーカード等)
- 利用者識別番号等(※)

※ 「e-Taxソフト(WEB版)」で取得することも可能です。

「e-Taxソフト(WEB版)」
「e-Taxソフト(WEB版)」を利用して登録申請手続を行う場合は、以下のリンクからご利用できます。
「e-Taxソフト(WEB版)」は、個人の方、法人の方でログイン画面が異なりますので、該当する方を選択の上、ログインして下さい。

- [e-Taxソフト\(WEB版\) 個人の方](#)
- [e-Taxソフト\(WEB版\) 法人の方](#)

クリックしてください。

e-Taxソフト(WEB版)を利用する場合に事前準備が必要なものを表示

事業者の方が送信される場合のマニュアルを掲載

税理士の方が代理送信される場合のマニュアルを掲載

メールアドレスの登録方法のマニュアルを掲載

【事業者自身で登録申請を行う場合】

- [適格請求書発行事業者の登録申請データ作成マニュアル\(e-Taxソフト\(WEB版\)\(パソコン利用\)\)\(PDF/4,874KB\)](#)
- [適格請求書発行事業者の登録申請データ作成マニュアル\(e-Taxソフト\(WEB版\)\(スマートフォン・タブレット利用\)\)\(PDF/4,965KB\)](#)

※ 個人事業者の方へ
Web-TAX-TVの「[適格請求書発行事業者の登録申請はe-Taxで](#)」でe-Taxソフト(5P版)(スマートフォン)を実際に操作し、登録申請手続を行った場合の動画を掲載していますのでご覧ください(約17分)。

【税理士の方が代理送信を行う場合】

- [適格請求書発行事業者の登録申請データ作成マニュアル\(e-Taxソフト\(WEB版\)\(パソコン利用\)\)税理士代理送信版\(PDF/4,804KB\)](#)

【参考】メールアドレスの登録方法

登録申請時にe-Tax(電子データ)による登録通知を希望された場合は、「メッセージボックス」の「[通知書等一覧](#)」に登録通知データが格納されることとなります。
事前にメールアドレスを登録(最大3つ登録可能)しておくことで、「メッセージボックス」の「[通知書等一覧](#)」に格納されたことをお知らせするメールを通知しますので、事前に登録することを勧めます。

- [メールアドレス・宛先登録マニュアル\(PDF/1,519KB\)](#)

メールアドレスの登録方法のマニュアルを掲載

登録申請手続のe-Taxに関するよくある質問

登録申請手続に関するよくある質問については、以下をご確認ください。

【事業者の方向け】

- [登録申請手続のe-Taxに関するよくある質問\(PDF/541KB\)](#)

【税理士の方向け】

- [e-Taxソフト\(WEB版\)を利用した代理送信に関するよくある質問\(PDF/650KB\)](#)

電子データによる登録通知

【マニュアル】

登録通知をe-Tax(電子データ)で受領することを希望された場合、税務署からの登録通知が格納後、確認していただくこととなりますが、確認に当たっては、以下のマニュアルをご参照し、

- [登録通知データ確認マニュアル\(PDF/2,826KB\)](#)

登録通知データを確認する際のマニュアルを掲載

P 6 以降の画面操作におけるお問い合わせについては、次の窓口で受け付けています。

<e-Taxソフト等の事前準備、送信方法、エラー解消などの使い方に関するお問い合わせ>

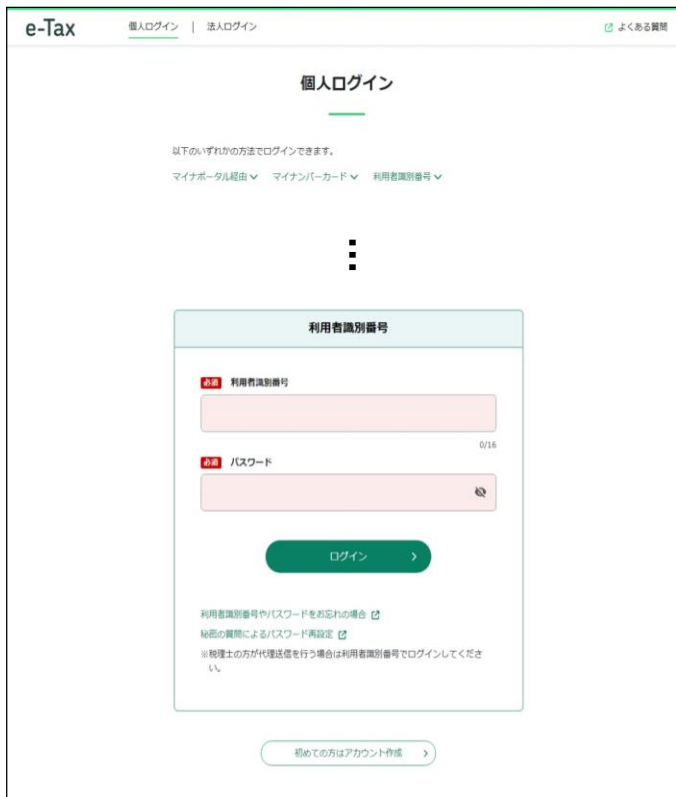
- [e-Tax・作成コーナーヘルプデスク](#)

電話番号 0570-01-5901 (ナビダイヤル(有料))
受付時間 9:00~17:00 (土日祝及び年末年始を除く。)

<マイナンバーカードに関するお問い合わせ>

- [マイナンバー総合フリーダイヤル](#)

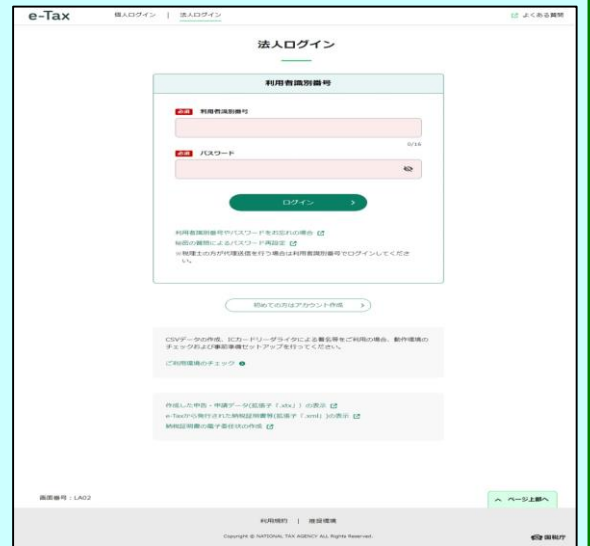
電話番号 0120-95-0178 (無料)
受付時間 平日 9:30~20:00
土日祝 9:30~17:30 (年末年始除く。)



② ログイン画面が表示されます。

(参考) 初めてe-Taxを利用する場合
[初めての方はアカウント作成]をクリックし、利用者識別番号等の取得を行ってください。

(参考) 法人の場合のログイン画面



③ [スマートフォンで読み取り]をクリックします。



法人や個人事業者で既に利用者識別番号等を持っている場合
「利用者識別番号」及び「パスワード」を入力し、ログインすることも可能です(ログイン後は⑰の画面が表示されます。)



④ 画面にQRコードが表示されます(お手元にスマートフォンを準備してください。)

(参考) マイナポータルアプリのインストール


以降の手続には、Android 端末の方は Google Play、iPhoneの方はApp Store から「マイナポータルAP」のインストールが必要となります。



(ここから、スマートフォンで作業を行います。)

⑤ 「マイナポータル」を起動し、[読み取る]をタップします。

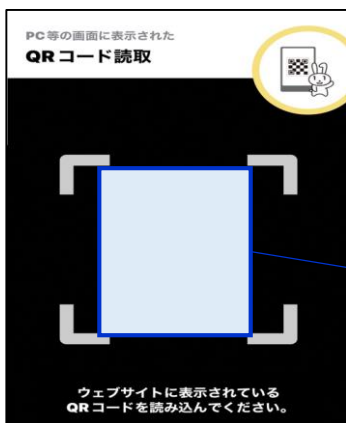
(参考) マイナポータルAPの推奨環境

画面右上の[]をタップ後に表示されるよくある質問の「[マイナポータル \(アプリ\) に対応しているスマートフォン等を教えてください](#)」により、確認することが可能です。



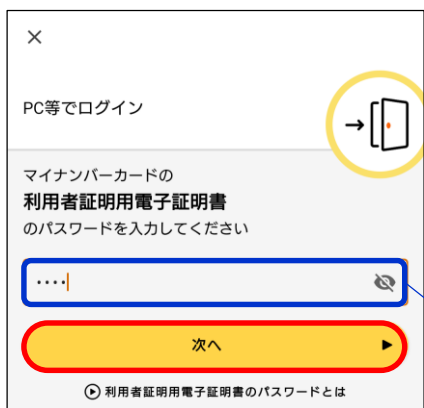
⑥ アプリメニューを選択する画面が表示されます。

[QRコード読取]をタップします。



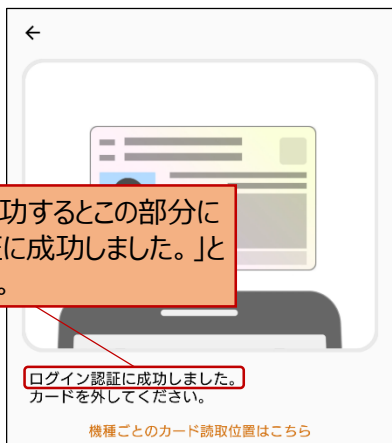
パソコンに表示されたQRコードがこの枠内に収まるように調整してください。

- ⑦ QRコードの読み取り画面が表示されます。
④で表示されたQRコードを読み取ります。



パスワードを入力することで[次へ]が選択できます。

- ⑧ 読み取りが完了すると、パスワード入力画面が表示されます。
[マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書のパスワード](4桁)を入力し、[次へ]をタップします。

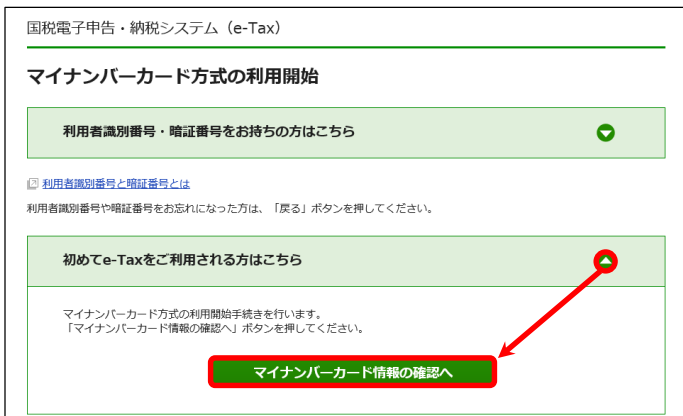


読み取りに成功するとこの部分に「ログイン認証に成功しました。」と表示されます。

- ⑨ スマートフォンの画面に従い、マイナンバーカードの読み取りが完了すると、「ログイン認証に成功しました。」と表示されます。
マイナンバーカードをスマートフォンから外してください。

(参考) マイナンバーカードの読み取り

スマートフォンやマイナンバーカードがケースに入っている場合、読み取りが正常に行えない場合があるため、ケースを外して読み取りを実施してください。



(ここから、パソコンでの作業に戻ります。)

- ⑩ ⑨の認証が完了すると、④の画面が自動で切り替わります。
「初めてe-Taxをご利用される方はこちら」の[▲]をクリック後に表示される[マイナンバーカード情報の確認へ]をクリックします。

(参考) 既に利用者識別番号をお持ちの場合 [利用者識別番号・暗証番号をお持ちの方はこちら]から、利用者識別番号及び暗証番号を登録してください。

国税電子申告・納税システム (e-Tax)
受付システム

マイナンバーカード情報の確認

氏名等の情報を入力してください。

入力方法の選択

直接入力する
 マイナンバーカードから読み取る

マイナンバーカード情報

マイナンバーカードの読み取り

氏名漢字 (必須) 姓: 国税 名: 太郎 (全角)

生年月日 (必須) 1990年12月31日

住所 (必須) 東京都千代田区豊が丘3-1-1 (全角)

性別 (必須) 男性 女性

入力内容に誤りがないかご確認の上、誤りがなければ「次へ」ボタンを押してください。

戻る **次へ**

① マイナンバーカード情報の確認画面が表示されます。

「氏名漢字」、「生年月日」、「住所」及び「性別」を入力し、[次へ]をクリックします。

「マイナンバーカードの読み取り」は選択できないため、「氏名漢字」等は直接入力する必要があります。

さらに便利に使いやすく
国税電子申告・納税システム
e-Tax

よくある質問

利用お申し込みの案内

送信結果

氏名等の入力

氏名(フリガナ) **※必須** セイ: コクセイ (フリガナ) メイ: タロウ (フリガナ)

氏名 **※必須** 姓: 国税 名: 太郎 **編集**

生年月日 **※必須** 昭和55年12月31日 **編集**

性別 **※必須** 男 **編集**

電話番号 03 - 3581 - 4161 (半角数字)

職業(事業内容) **※必須** 売菜 (全角)

納税地及び提出先税務署の入力

郵便番号 100 - 0013 (郵便番号から住所と提出先税務署を検索)

住所 **※必須** 都道府県: 東京都 (郵便区) 市区町村: 千代田区豊が丘 (郵便区) 丁目・番地: 3-1-1 (郵便区) ビル名等: (郵便区)

税務署へ事業所等を納税地
 チェックボックスにチェックすると、

提出先税務署の選択

提出先税務署 **※必須** リストから(1)都道府県を選択し、(2)税務署名を選択してください。
(1)都道府県: 東京都 (2)税務署名: 麹町

納税用確認番号等の入力

納税用確認番号 **※必須** 電子納税用の確認番号です。半角数字6桁を入力してください。
123456 (半角数字)

納税用カナ氏名・名称 **※必須** 電子納税時にATM等に表示されるご自身の氏名・名称。必要があれば、すべて半角の24文字以内で更新してください。
国税太郎 (半角)

メールアドレス等の初期登録

チェックボックスにチェックすると、メールアドレス等を登録できます。
※なお、メールアドレス等は、e-Taxホームページよりログインしたくと、登録・変更が可能です。

その他参考事項等の入力

チェックボックスにチェックすると、整理番号、参考となる事項の入力が可能です。

戻る **確認**

Copyright © 国税庁

「※必須」となっている箇所は入力がないと次画面にいきません(エラーが発生します。)

② 利用者情報の詳細を入力する画面が表示されます。

①で入力した事項以外を入力し、[確認]をクリックします。

(参考) メールアドレス等の登録

「メールアドレス等の初期登録」をすることで、税務署からのお知らせ等を受信するメールアドレスが登録できます。

メールアドレス等の初期登録

チェックボックスにチェックすると、メールアドレス等を登録できます。
※なお、メールアドレス等は、e-Taxホームページよりログインしたくと、登録・変更が可能です。

登録されたメールアドレスに、確定申告に関するお知らせ(所得税及び復興特別所得税の確定申告期間、納期限、振替日、振替利用金融機関、予定納税額等)や電子納税明書の発行確認等を電子申告・納税システムのメッセージボックスに格納した場合に、その旨をお知らせします。

注意
メールアドレスを誤って入力されますと、お知らせメール等が誤送信される可能性があります。メールアドレスはお間違えのないよう入力してください。

メインメールアドレス
メールアドレスの人数が2まで

shirleya@nta.go.jp (半角英数)
確認のためもう一度入力してください。

shirleya@nta.go.jp (半角英数)
確認のためもう一度入力してください。

haruo.zerish@nta.go.jp (半角英数)
確認のためもう一度入力してください。

haruo.zerish@nta.go.jp (半角英数)
確認のためもう一度入力してください。

お知らせメールに宛名を表示する場合は、左の四角

宛名を登録しただと、e-Taxからのお知らせ宛名を設定する場合、メインメールアドレス

お知らせメールへ表示する宛名を30文字以内で入力してください。
国税太郎 (半角)

注意
メールの到達確認が完了するまでは、e-Taxからのお知らせメールへ表示する宛名をお知らせメールに送信されます。

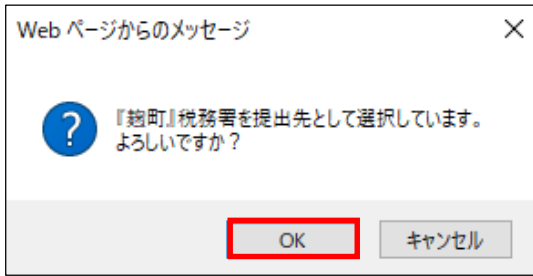
メールアドレスは最大3つまで登録できます。

すると宛名部分が入力できます。

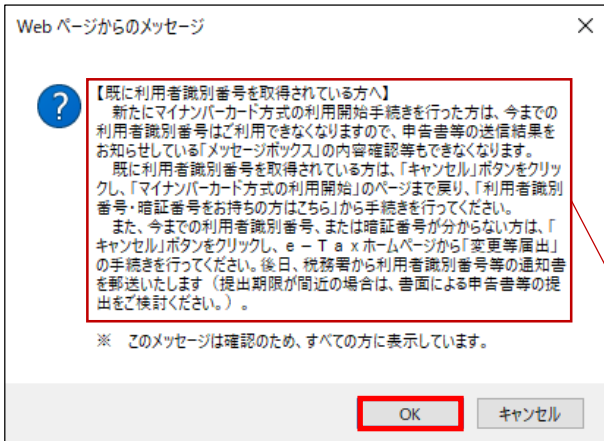
お知らせメールに表示する宛名を登録する場合、メインメールアドレスに登録のための案内メールが送信されます。

<メールアドレスを登録すると…? >

税務署から登録通知データを送信した時点で登録したメールアドレスにお知らせメールが送信されますので、すぐに内容の確認ができます(送信されるお知らせメールのイメージは、P25を参照。)



- ⑬ 提出先税務署を確認する画面が表示されます。
誤りがなければ[OK]をクリックします。

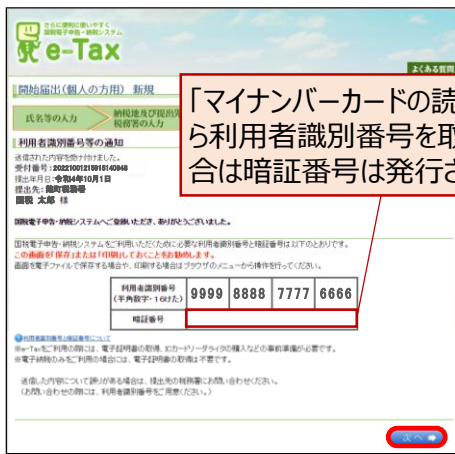


- ⑭ 利用者識別番号を新たに発行することについての注意メッセージが表示されます。
内容を確認し、[OK]をクリックします。

既にe-Taxを利用している場合には、従来利用していた利用者識別番号に係る情報の確認が行えなくなるため注意が必要です。
※ 過去に利用者識別番号を取得しただけであれば新たに取得したとしても特段の問題は生じません。

提出年月日	令和6年1月4日
氏名(フリガナ)	コクゼイ タロウ
氏名	国枝 太郎
生年月日	昭和35年12月31日
性別	男
電話番号	03-3581-4161
職業(事業内容)	小売業
郵便番号	100-0013
住所	東京都千代田区豊が崎3-1-1
事業所等の所在地	郵便番号 住所 電話番号
提出先税務署	麹町税務署
納税用確認番号	123456
納税用カナ氏名・名称	コクゼイ タロウ
メインメールアドレス	shinzeisy@kita.co.jp
サブメールアドレス1	karyo_zei@kita.co.jp
サブメールアドレス2	
お知らせメールの宛名表示区分	希望する
お知らせメールへ表示する宛名	国枝 太郎
整理番号	
参考事項	

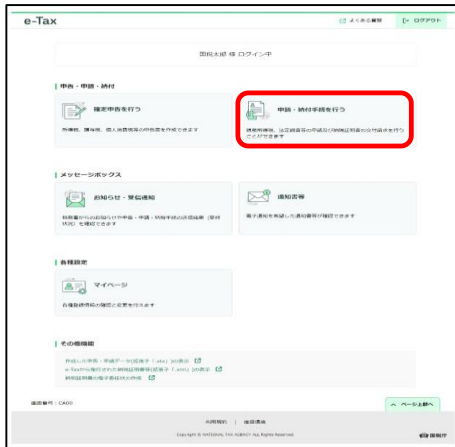
- ⑮ 入力内容を確認する画面が表示されます。
内容に誤りがなければ、[送信]をクリックします。
(修正すべき内容があれば、[訂正]をクリックして修正を行います。)



- ⑯ 利用者識別番号を通知する画面が表示されます。
[次へ]をクリックします。

(参考) 利用者識別番号について

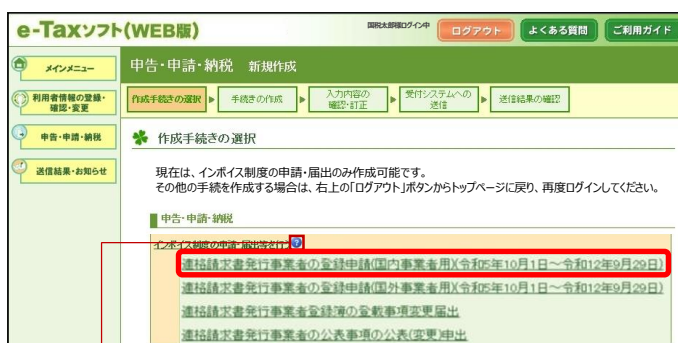
登録申請データ提出後、登録通知データを確認する場合などに利用者識別番号が必要となることから、この画面については「印刷」又は「保存」することをお勧めします。



- ⑰ e-Taxソフト(WEB版)のトップ画面に戻ります。
[申請・納付手続を行う] をクリックします。



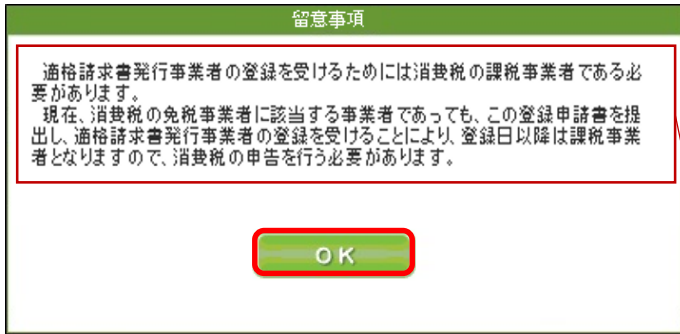
- ⑱ 申告・申請・納税の画面が表示されます。
「新規作成」の[操作に進む]をクリックします。



- ⑲ 作成手続の選択画面が表示されます。
[適格請求書発行事業者の登録申請書(国内事業者用)(令和5年10月1日～令和12年9月29日)]をクリックします。

(参考) インボイス制度特設サイト以外からe-Taxソフト(WEB版)を利用した場合
インボイス制度以外の手続も表示されますが、表示される手続に違いがあるだけで、以降の操作に違いなどは生じません。

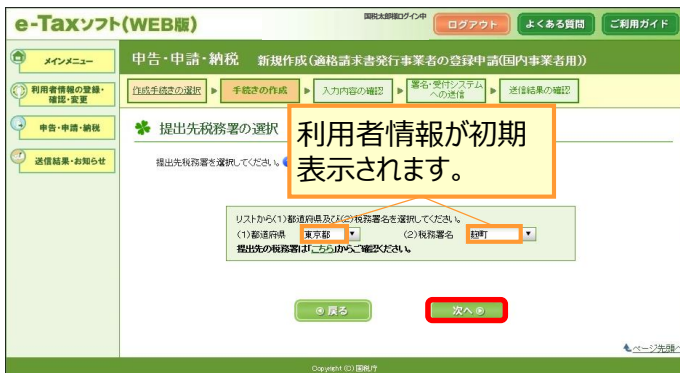
各項目にヘルプを設けていますので、不明点はその都度、確認することができます。



⑳ 作成前に留意事項としてメッセージが表示されます。

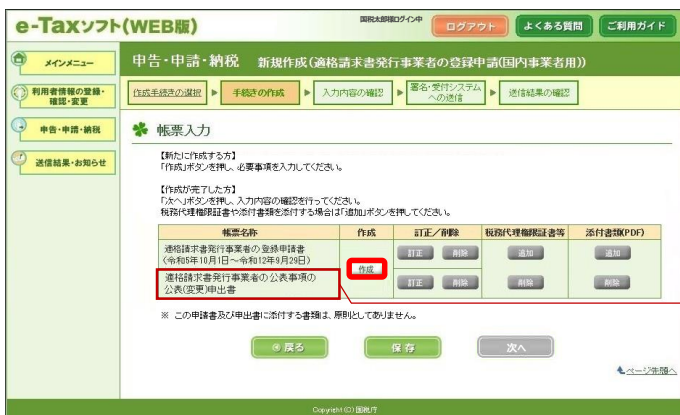
内容を確認し、[OK]をクリックします(申請時点で免税事業者の方は確認が必要です。)

適格請求書発行事業者になるためには、課税事業者である必要があり、現在、免税事業者であっても、登録を受けることにより登録日以降は、消費税の申告が必要になることを表示しています。



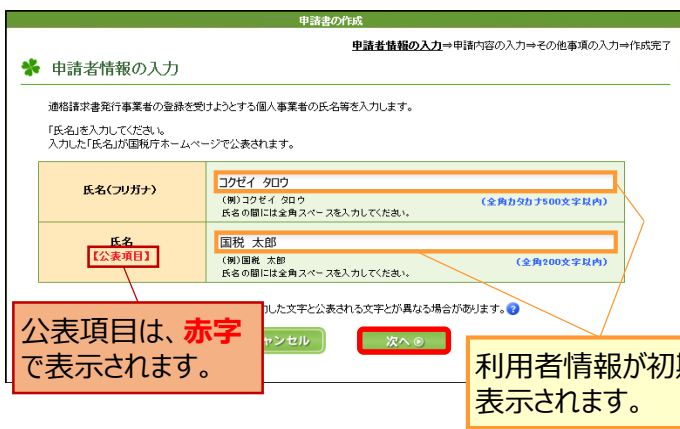
㉑ 提出先税務署が表示されます。

内容を確認のうえ、誤りがなければ、[次へ]をクリックします。



㉒ 帳票入力画面が表示されます。
[作成]をクリックします。

個人事業者の場合、「適格請求書発行事業者の公表事項の公表(変更)申出書」を提出することで公表情報に「屋号」等を加えることが可能であるため、登録申請データと同時に作成・送信できるようになっています。



㉓ 「氏名」の入力画面が表示されます。

「氏名」及び「フリガナ」に表示された内容を確認のうえ、誤りがなければ、[次へ]をクリックします。

申請者の作成

申請者情報の入力⇒申請内容の入力⇒その他事項の入力⇒作成完了

申請者情報の入力

「納税地」を入力してください。
※ 個人事業者の「納税地」や「住所又は居所」は公表されません。

郵便番号	100-0013 (例)100-8978 (千角数字)	郵便番号から住所を検索
納税地(フリガナ)	トウキョウトチヨダクカスミガセキ3-1-1 (例)トウキョウトチヨダクカスミガセキ3チヨウメイバン1ゴウザイムビル201 (全角カタカナ200文字以内)	
納税地	東京都千代田区豊が岡3-1-1 (例)東京都千代田区豊が岡3丁目1番1号豊が岡ビル201 (全角100文字以内)	
電話番号	03-3581-4161 (千角数字)	(例)03-1234-5678

「納税地」と「住所又は居所」は同じ場所ですか。

はい いいえ

戻る キャンセル 次へ

利用者情報が初期表示されます。

- ②4 「納税地」の入力画面が表示されます。「郵便番号」、「納税地」及び「電話番号」に表示された内容を確認するとともに、[納税地(フリガナ)]を入力、「『納税地』と『住所又は居所』は同じ場所ですか。」を[はい]を選択し、[次へ]をクリックします。

(参考) [いいえ]を選択する場合
別画面で「住所又は居所」を入力する画面が表示されるため、各項目を入力してください。

申請者の作成

申請者情報の入力⇒申請内容の入力⇒その他事項の入力⇒作成完了

申請者情報の入力

「住所又は居所」を入力してください。
※ 個人事業者の「納税地」や「住所又は居所」は公表されません。

郵便番号	<input type="text"/> - <input type="text"/> (例)100-8978 (千角数字)	郵便番号から住所を検索
住所又は居所(フリガナ)	<input type="text"/> (例)トウキョウトチヨダクカスミガセキ3チヨウメイバン1ゴウザイムビル201 (全角カタカナ200文字以内)	
住所又は居所	<input type="text"/> (例)東京都千代田区豊が岡3丁目1番1号豊が岡ビル201 (全角100文字以内)	
電話番号	<input type="text"/> - <input type="text"/> - <input type="text"/> (千角数字)	(例)03-1234-5678

戻る キャンセル 次へ

- ②5 新たに事業を開始した個人事業者（法人の場合は、新たに設立された法人）かどうかを選択する画面が表示されます。該当しないため [いいえ] を選択し、[次へ] をクリックします。

申請者の作成

申請者情報の入力⇒申請内容の入力⇒その他事項の入力⇒作成完了

申請内容の入力

新たに事業を開始した個人事業者に該当しますか。

はい いいえ

戻る キャンセル 次へ

(参考) ⑭の画面で [はい]を選択する場合

The screenshot shows a form titled '申請書の作成' (Application Form Creation) with a progress indicator: '申請者情報の入力' (Input of applicant information) → '申請内容の入力' (Input of application content) → 'その他事項の入力' (Input of other items) → '作成完了' (Completion). The current step is '申請内容の入力'. The text below the title reads: '事業を開始した日の属する課税期間の初日から登録を希望する場合は「はい」を選択してください。' (If you wish to register from the start of the tax period of the start date of the business, please select 'Yes'). A note follows: '※ 新たに事業を開始した後、その課税期間の末日までに登録申請書を提出する必要があります。提出できない場合、「いいえ」を選択してください。' (After starting a new business, you must submit a registration application form by the end of the tax period. If you cannot submit it, please select 'No'). Below the text are two radio buttons: 'はい' (Yes) and 'いいえ' (No). The 'はい' button is selected. At the bottom are three buttons: '戻る' (Back), 'キャンセル' (Cancel), and '次へ' (Next).

[いいえ]を選択する場合

The screenshot shows the same form as above, but with the 'いいえ' (No) radio button selected. The text below the title reads: '申請書を提出する時点で課税事業者該当しますが、課税事業者ではなく下記に該当する方は「いいえ」を選択してください。' (You are eligible for a taxable business at the time of submission, but please select 'No' if you do not fit the following criteria). The criteria listed are: '・事業を開始した日の属する課税期間中に初日以外の日で登録を受ける場合' (If you register on a day other than the start date during the tax period of the start date) and '・事業を開始した日の属する課税期間の翌課税期間中(初日を含む)に登録を受ける場合' (If you register during the next tax period (including the start date) of the tax period of the start date). The 'いいえ' button is selected. The '次へ' button is highlighted with a red box.

事業を開始した日の属する課税期間の初日から登録を希望するかどうかの確認画面が表示されます。

希望する場合は[はい]を選択の上、[次へ]をクリックし、表示された次画面で課税期間の初日を入力してください（次画面で[次へ]をクリックすると⑬の画面へ遷移します。）。

申請書を提出する時点で課税事業者に該当するかどうかの確認画面が表示されます。

該当する場合は[はい]を選択の上、[次へ]をクリックしてください（⑬の画面へ遷移します。）。

該当しない場合は[いいえ]を選択してください（⑭の画面へ遷移します。）。

The screenshot shows the same form as above, but with the 'いいえ' (No) radio button selected. The text below the title reads: 'この申請書を提出する時点において課税事業者であり、以下のいずれかに該当する場合は「はい」を選択してください。' (At the time of submission of this application form, if you are a taxable business and fit any of the following, please select 'Yes'). The criteria listed are: '・この申請書を提出する課税期間中に登録を受ける場合(翌課税期間が免税事業者である場合も含む)' (If you register during the tax period of submission (including cases where the next tax period is a tax-exempt business)) and '・この申請書を提出する課税期間の翌課税期間が課税事業者である場合' (If the next tax period of submission is a taxable business). The 'いいえ' button is selected. The '次へ' button is highlighted with a red box.

⑮ 申請書を提出する時点において課税事業者か等の確認画面が表示されます。

免税事業者であるため [いいえ]を選択し、[次へ]をクリックします。

(参考) 該当する場合は[はい]を選択してください（⑬の画面へ遷移します。）。

申請書の作成
申請者情報の入力⇒申請内容の入力⇒その他事項の入力⇒作成完了

申請内容の入力

適格請求書発行事業者の登録申請を行う免税事業者の方は、以下の事項をご確認のうえ、確認欄にチェックを付けてください。

確認内容	確認欄
登録を受けることで課税事業者となり、消費税の申告を行う必要があります。	<input type="checkbox"/>
消費税の申告は原則として登録日を含む課税期間分が必要となります。 なお、課税期間とは、原則、暦年(1月～12月)のこととなります。	<input type="checkbox"/>
登録を受けると、例えば基準期間の課税売上高が1000万円以下となった場合でも、登録を取消するための届出書を提出しなければ、免税事業者になることはありません。	<input type="checkbox"/>

戻る キャンセル 次へ

⑳ 免税事業者が登録を受けることにより、発生する義務などの確認事項が表示されます。確認後、確認欄に☑し、[次へ]をクリックします。

- ・ 消費税の申告を行う必要がある
 - ・ 申告は登録日を含む課税期間から必要
 - ・ 適格請求書発行事業者となった場合に免税事業者の規定の適用はないこと
- の旨の説明が表示されています(全てチェックしないと次画面に遷移できません。)

申請書の作成
申請者情報の入力⇒申請内容の入力⇒その他事項の入力⇒作成完了

申請内容の入力

この申請書を提出する時点において免税事業者であり、以下のいずれかに該当する場合は「はい」を選択してください。

- ・ この申請書を提出する課税期間の翌課税期間が課税事業者である場合(消費税課税事業者選択届出書を提出している場合も含む)
※ただし、当該課税期間において登録を希望する場合には、「いいえ」を選択してください。
- ・ この申請書を提出する課税期間の翌課税期間の初日から登録を受ける場合
- ・ この申請書を提出する課税期間の翌課税期間の初日から起算して15日前の日までに提出できないため、翌課税期間の途中から登録を受ける場合

はい いいえ

戻る キャンセル 次へ

㉑ 翌課税期間の初日から登録を希望するか等の確認画面が表示されます。

翌課税期間の初日から登録を希望するため「はい」を選択し、[次へ]をクリックします。

(参考) 「いいえ」を選択する場合

申請書の作成
申請者情報の入力⇒申請内容の入力⇒その他事項の入力⇒作成完了

申請内容の入力

1～3をご確認のうえ、以下の項目を入力してください。

- ※ 登録を受けることで、課税事業者となり、消費税の申告が必要となります。
消費税の申告は原則として登録日を含む課税期間分が必要となります。
- ※ 登録希望日が令和5年10月1日を含まない課税期間の場合、登録日の属する課税期間の翌課税期間から登録日以後2年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間については免税事業者となることはできません

- 1 登録希望日は、提出日から15日以降の日を入力してください。
- 2 登録希望日を含む課税期間の基準期間が終了している必要があります。
- 3 登録希望日を含む課税期間が免税事業者である必要があります。

登録希望日 令和 年 月 日 (平角数字)

戻る キャンセル 次へ

登録希望日の入力画面が表示されます。

登録希望日を入力し、[次へ]をクリックします(次ページの上部の画面へ遷移します。)

※ 登録希望日は提出日から15日以降の日を入力してください。

申請書の作成

申請者情報の入力⇒申請内容の入力⇒その他事項の入力⇒作成完了

申請内容の入力

以下の項目を入力してください。

個人番号	9012 5678 1234 (平角数字) (例)1234-5678-9012
生年月日	昭和 55 年 12 月 31 日 (平角数字)
事業内容	小売業 (全角半角文字以内)

戻る キャンセル 次へ

免税事業者が申請する際に入力が必要な画面が表示されます。
表示された「生年月日」を確認し、[個人番号]及び[事業内容]を入力し、[次へ]をクリックします。

利用者情報が初期表示されます。

(お願い) 個人番号の入力について

免税事業者の方は、個人番号の入力が必要ですので、入力漏れがないようご注意ください(入力がない場合は登録申請データの処理に時間を要することもあります。)

留意事項

免税事業者の方が、経過措置の適用を受けない場合、課税期間(原則、法人は事業年度、個人事業者は暦年)の初日から登録を受けることになります。
この場合、課税事業者となる必要がありますので、「消費税課税事業者選択届出書」の提出が必要です。「消費税課税事業者選択届出書」を提出していない場合には、別途、e-Taxソフト等を利用して作成・提出してください(この画面から作成することはできません)。

なお、免税事業者の方が課税事業者となることを選択した課税期間の初日から登録を受けようとする場合には、その課税期間の初日から起算して15日前の日までに、登録申請書を提出する必要があります。

※登録申請書の提出が翌課税期間の初日から起算して15日を経過した後提出された場合には、課税期間の末日までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出することで、翌課税期間において「登録日」から適格請求書発行事業者となります。

免税事業者の方の経過措置適用
翌課税期間初日から登録を受ける場合の提出期限

OK

② 課税期間の初日に登録を受ける場合の留意事項が表示されるので、内容を確認し [OK] をクリックします。

※ 「消費税課税事業者選択届出書」の提出が必要です。提出していない場合には、別途、e-Taxソフト等を利用して作成・提出してください(この画面から作成することはできません。)

※ 画面上の以下の文言をクリックすることで、それぞれの詳細が表示されます。

- ・ [免税事業者の方の経過措置適用](#)
- ・ [翌課税期間初日から登録を受ける場合の提出期限](#)

申請書の作成

申請者情報の入力⇒申請内容の入力⇒その他事項の入力⇒作成完了

申請内容の入力

翌課税期間の初日から登録を予定していますか。
※ 翌課税期間中(初日を除く)から登録を行う予定の場合は「はい」を選択してください。

はい いいえ

⑳ 翌課税期間の初日から登録を予定しているかの確認画面が表示されます。

翌課税期間の初日から登録を希望するため[はい]を選択し、[次へ]をクリックします。

希望しない場合は[いいえ]を選択してください(㉓の画面へ遷移します。)

申請書の作成

申請者情報の入力⇒申請内容の入力⇒その他事項の入力⇒作成完了

申請内容の入力

この申請書を翌課税期間の初日から起算して15日前の日までに提出しますか。
※ 翌課税期間の初日から起算して15日前の日までに提出できない場合は「いいえ」を選択してください。

はい いいえ

㉑ 申請書を翌課税期間の初日から起算して15日前の日までに提出するかの確認画面が表示されます。

[はい]を選択し、[次へ]をクリックします。

※ 翌課税期間の初日から起算して15日前の日までに提出できない場合は、[いいえ]を選択してください(㉓の画面へ遷移します。)

申請書の作成

申請者情報の入力⇒申請内容の入力⇒その他事項の入力⇒作成完了

申請内容の入力

登録を受ける翌課税期間の初日を入力してください。
なお、「消費税課税事業者届出書」又は「消費税課税事業者選択届出書」の適用開始課税期間(自)と同一日となります。
令和 年 月 日 (平角数字)

※ 翌課税期間の初日から起算して15日前の日までにこの申請書を提出する必要がありますのでご注意ください。

㉒ 登録を受ける翌課税期間の初日を入力し、[次へ]をクリックします。

※ 通常、個人事業者の場合は1月1日が、法人の場合は事業年度の開始日が課税期間の初日に該当します。

(詳細は[ヘルプ \(?マーク\)](#)を参照願います。)

- ③ 納税管理人を定める必要のない事業者かの確認画面が表示されます。
納税管理人を定める必要がない場合は、[はい]を選択して、[次へ]をクリックします。

【[いいえ (定める必要がある)]を選択する場合】
 (個人事業者の場合)
 今後出国するなど、国内に住所を有しないことになる場合に選択してください。
 (法人の場合)
 国内に本店又は主たる事務所を有していない場合に選択してください。

(参考) [いいえ (定める必要がある)]を選択する場合
 納税管理人の届出をしているかの確認画面が表示されますので、届出をしている場合は、「消費税納税管理人届出書の提出日」を入力します。

※ 届出をしていない場合、申請が拒否されることがあります。

- ③4 消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことがあるかどうかの確認画面が表示されます。
 刑に処せられたことがない場合は [はい] を選択して、[次へ] をクリックします。

[いいえ]を選択した場合には、刑の執行が終わる、若しくは、執行を受けることがなくなって2年を経過しているかどうかの確認メッセージが表示されます。
この画面における選択がいずれも[いいえ]となった場合、送信された登録申請データに係る登録は拒否されることがあります。

個人事業者の場合は③5の画面へ、法人の場合は③6の画面へ遷移します。

申請者の作成

申請者情報の入力⇒申請内容の入力⇒**その他事項の入力**⇒作成完了

申請内容の入力

令和5年10月1日以降、相続により適格請求書発行事業者の事業を承継しましたが。

はい(承継しました)

いいえ(承継していません)

戻る キャンセル **次へ**

③⑤ 「適格請求書発行事業者の事業承継」についての確認画面が表示されます。

相続により事業を承継していないため、[いいえ]を選択して、[次へ]をクリックします

申請者の作成

以下の事項を入力してください。

適格請求書発行事業者の死亡届出

提出年月日	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 (半角数字)
提出先税務署	リストから(1)都道府県及び(2)税務署名を選択してください。 (1)都道府県 <input type="text"/> (2)税務署名 <input type="text"/> 提出先の税務署は「こちら」からご確認ください。

被相続人

死亡年月日	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 (半角数字)
納税地の郵便番号	<input type="text"/> - <input type="text"/> (半角数字) <input type="button" value="郵便番号から住所を検索"/>
納税地 (フリガナ)	<input type="text"/> (全角カタカナ200文字以内) (例)トウキョウトチヨダクスガセキ9チョウ1バン1コウザイムビル201
納税地	<input type="text"/> (全角100文字以内) (例)東京都千代田区勝が間3丁目1番1号射務ビル201
氏名 (フリガナ)	<input type="text"/> (全角カタカナ50文字以内) (例)コウセイ タロウ 氏名の間には全角スペースを入力してください。
氏名	<input type="text"/> (全角30文字以内) (例)国税 太郎 氏名の間には全角スペースを入力してください。
登録番号	T <input type="text"/> - <input type="text"/> - <input type="text"/> - <input type="text"/> (半角数字) (例)T1-2345-6789-0123

戻る キャンセル **次へ**

(参考) [はい]を選択した場合、別画面で「適格請求書発行事業者の死亡届出書」及び「被相続人」の詳細を入力する画面が表示されますので、各項目を入力してください。

申請者の作成

申請者情報の入力⇒申請内容の入力⇒**その他事項の入力**⇒作成完了

その他事項の入力

参考として記載すべき事項があれば入力してください。
(記載する事項がない場合は空欄のままとしてください。)

(全角170文字以内)

戻る キャンセル **次へ**

③⑥ 「その他事項の入力」画面が表示されます。参考として入力すべき事項があれば、入力した上で[次へ]をクリックします。

なければ空欄のまま、[次へ]をクリックします。

- ③⑦ 登録通知データの受領方法について電子データで受け取るかどうかの希望の確認画面が表示されます。
[希望する]を選択し、[次へ]をクリックします。

- ③⑧ 登録申請書の作成完了画面が表示されます。
[作成完了]をクリックします。

(参考) [公表申出書を作成する]を選択した場合

[公表申出書を作成する]をクリック後に、「主たる屋号」や「主たる事務所の所在地等」などを入力する画面が表示されますので、各項目を入力してください。

- ③⑨ ②の画面に戻ります。
「次へ」が選択できますので、[次へ]をクリックします。



④ 作成した帳票の一覧が表示されます。
内容を確認し、[次へ]をクリックします。

(参考) 作成イメージの確認

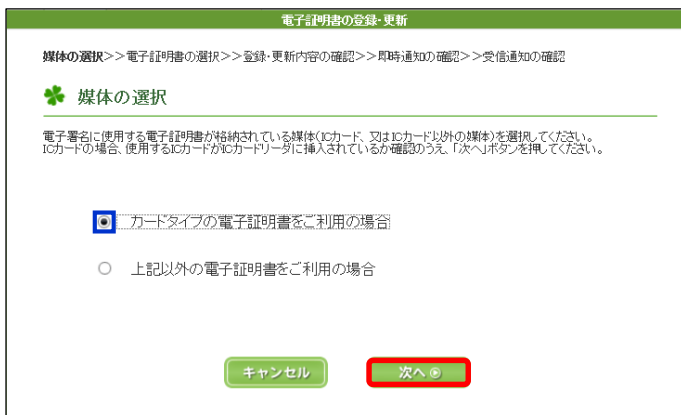
[帳票表示]をクリックすることで確認できます。

国内事業者用			
適格請求書発行事業者の登録申請書			
年月日	(フリガナ)	トウキョウトヨコガスカシセキ3-1-1	
	住所又は居所 【法人の場合は】	(〒100-0013)	
	本店又は 主たる事務 所【住所】	東京都千代田区霞が関3-1-1	(電話番号 03-3581-4161)
	(フリガナ)	トウキョウトヨコガスカシセキ3-1-1	
	(〒100-0013)		
	課納税地	東京都千代田区霞が関3-1-1	
			(電話番号 03-3581-4161)



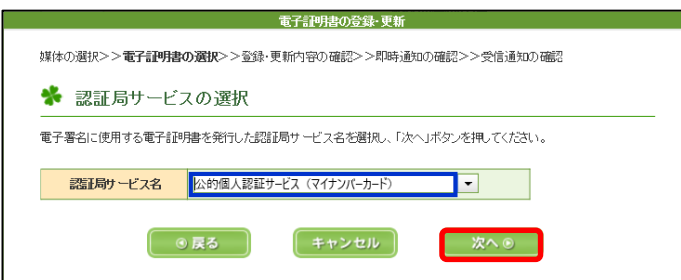
④ 電子署名の付与の画面が表示されます。
[電子署名の付与]をクリックします。

※ 事前にマイナンバーカードによる本人確認が済んでいる場合、電子署名の付与は不要です（電子署名の欄は表示されません。）。「送信」が選択可能なため、「送信」をクリックし、⑤の画面へ進んでください。



④ 電子署名を付与するための媒体の選択画面が表示されます。

[カードタイプの電子証明書をご利用の場合]を選択し、[次へ]をクリックします。



④ 認証局サービスを選択する画面が表示されます。

[公的個人認証サービス(マイナンバーカード)]を選択し、[次へ]をクリックします。



- ④④ パソコンの画面にQRコードが表示されます
(手元にスマートフォンを準備してください。)

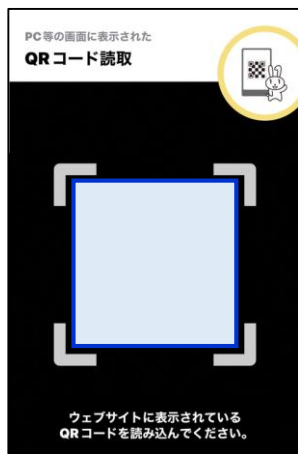


(ここから、スマートフォンで作業)

- ④⑤ 「マイナポータル」を起動し、[読み取る]を
タップします。

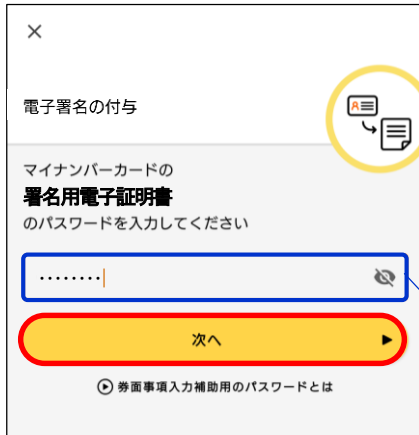


- ④⑥ アプリメニューを選択する画面が表示されま
す。
[QRコード読取]をタップします。



パソコンに表示されたQRコードがこの枠内に収まるように調整してください。

- ④⑦ QRコードの読み取り画面が表示されます。
④④で表示されたQRコードを読み取ります。



パスワードを入力することで[次へ]が選択可能となります。

- ④⑧ 読取が完了すると、パスワード入力画面が表示されます。
[署名用電子証明書のパスワード](英数字6～16桁)を入力し[次へ]をタップしてください。



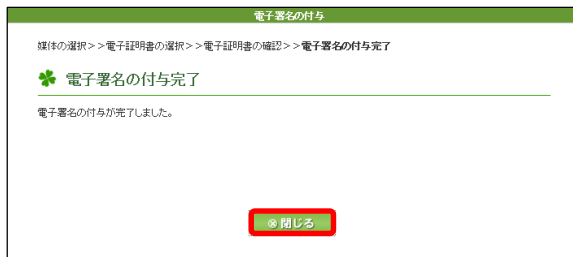
読み取りに成功すると「電子署名の付与を完了しました。」と表示されます。

(参考) マイナンバーカードの読み取り
読み取りに当たっては、スマートフォンやマイナンバーカードがケースに入っている場合、読み込みが正常に行えない場合があるため、ケースを外して読み取りを実施してください。

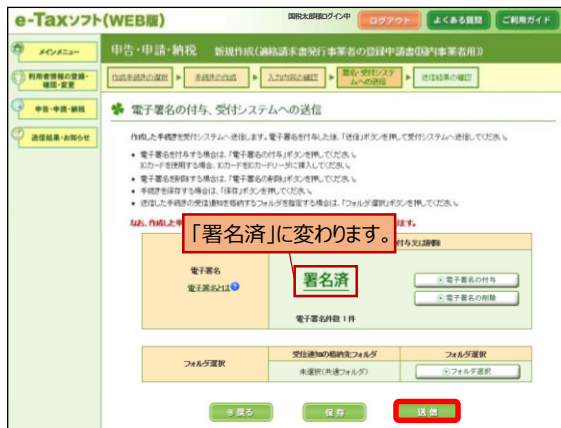
- ④⑨ スマートフォンの画面に従い、マイナンバーカードの読み取りが完了すると、「電子署名の付与を完了しました。」と表示されます。
マイナンバーカードをスマートフォンから外してください。

(ここから、パソコンでの作業に戻ります。)

- ⑤⑩ 電子署名の付与が完了したことを表示する画面が表示されます。
[閉じる]をクリックしてください。



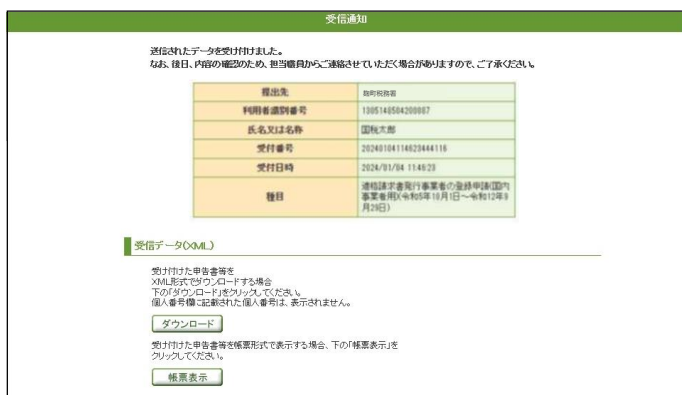
- ⑤⑪ 電子署名の付与が完了すると、④⑩の画面に戻ります。
「電子署名」欄が「署名済」になるとともに「送信」が選択可能となるため、[送信]をクリックします。



- ⑤⑫ 送信が完了すると、即時通知が表示されます。
即時通知の状況は、登録申請データの審査を行っているため、[受信通知の確認]をクリックします。



- ⑤⑬ 「受信通知」が確認できれば、登録申請データの作成・送信が完了となります。



～ 登録通知データの確認 ～

登録したメールアドレスに登録通知データが格納されたことをお知らせするメールが送信されます。登録通知データの確認方法は、「[登録に係る登録通知データ確認マニュアル](#)」をご確認ください。

【件名】

「税務署からのお知らせ（国税 太郎様）【適格請求書発行事業者の登録申請に関するお知らせ】」

【メール文章】

国税 太郎様

e-Taxをご利用いただきありがとうございます。

ご提出された適格請求書発行事業者の登録申請について、処理状況をご連絡します。

e-Taxの利用可能時間内に、e-Taxホームページからログインの上、「通知書等一覧」よりご確認ください。

○ 注意事項

- ・ e-Taxの利用可能時間は、e-Taxホームページでご確認ください。

※ 本メールは、「国税電子申告・納税システム（e-Tax）」にメールアドレスを登録いただいた方へ配信しております。

なお、本メールアドレスは送信専用のため、返信を受け付けておりません。ご了承ください。

発行元：国税庁

Copyright (C) NATIONAL TAX AGENCY ALL Rights Reserved.